

「食品と暮らしの安全を守る会」会則

(名称)

第1条 この団体の名称は、「食品と暮らしの安全を守る会」とする。

(目的)

第2条 「食品と暮らしの安全を守る会」は、人の命と暮らしの安全を守り、1000年先の愛する子どもたちに、多くの良質資源を残すため、国や国際機関が行っている資源をムダ使いし、効果の少ない対策を正していくことを目的とする。

(事業)

第3条 目的を達成するために次の活動を行う。

- ① 地球温暖化の主原因は、透明な気体の温暖化ガスではなく、黒い個体の極微細な炭素による大気汚染と考えられる。現在の温暖化対策はあまり意味がないと知らせるため、推進されている各種の対策が、温暖化に占める寄与率を明らかにするよう国連、国、専門機関などに求めていく。
- ② 太陽光のように昼間しか発電できないために稼働率が低く、資源をムダ使いしている自然エネルギー発電がある。世界で推進されている自然エネルギー発電が、資源をムダ使いしているかどうかを明らかにするため、国連、国、専門機関などに自然エネルギー発電の資源収支を明らかにさせる。
- ③ ミネラルが抜かれた市販食品によって、4大ミネラルのカルシウム、マグネシウム、鉄、亜鉛がすべて不足して、健康被害を受けている日本人は6千万人以上いると推定される。健康被害を減らすため、食品からミネラルを抜かさないようにする。
- ④ ウクライナで食品の放射能汚染を減らして5000人以上を健康にした実績を基に、放射能汚染の国際食品基準を1000分の1に引き下げる活動を行う。
- ⑤ 食品と暮らしの安全を守り、将来に良い環境と、良質資源を残すため、書籍の刊行、月刊『食品と暮らしの安全』の発行、その他の方法で情報発信する。
- ⑥ その他、会の目的を達成するために必要な活動を行う。

(事業所)

第4条 事務所は、埼玉県さいたま市中央区本町東2丁目14番18号に置く。

(会員)

第5条 会員は、当会の目的と事業に賛同し、推進する個人及び団体とする

2 次の各号に掲げる個人又は団体は会員になることはできない

- ①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力の構成員・準構成員に該当し、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有するもの。
- ②過去にハラスメント行為や迷惑行為等を行い、行政指導や罰則を受けたことが認められる個人又は団体。

(資格)

第6条 年会費1万円を支払った個人及び団体は入会できる。

2 会員は、退会を申し出れば退会することができる。

(会報)

第7条 会員は、月刊『食品と暮らしの安全』の無償配布を受けることができる。

(運営機関)

第8条 当会の運営機関として5名以内の運営委員で構成される運営委員会を置く。
運営委員会は、会則の改廃、事業を進めるための企画、企画の実施、会報の発行、財務管理等の業務を進める。

(運営委員)

第9条 運営委員の互選による委員長を置き、委員長を、当会を代表する会長とする。
2 運営委員は会員が推薦する者の中から、運営委員選考委員会によって選ばれる。
3 運営委員の任期は、5年とする。
4 運営委員は1か月前に運営委員会に申し出を行えばいつでも退任できる。

(運営委員選考委員会)

第10条 運営委員選考委員は3名とし、運営委員の退任、及び任期満了による退任に応じて開催され、運営委員を選任する。
2 運営委員選考委員の任期は、その都度とし、会員から運営委員会が推薦し、公表される。

(会計)

第11条 当会の活動資金は、会員の会費、寄付金等とする。
2 会費や寄付金等は運営委員会が管理して毎年2月末で決算し、会報で報告する。
3 会計の処理は、一般に公正妥当とされる会計慣行に準拠して処理する
4 剰余金の分配は行わない

(解散)

第12条 当会は、その目的を達成するのが困難になったときは、解散する。解散時に財産がある場合は、運営委員会が信頼できる公益団体に寄付する。残余財産の分配は行わない。

附 則 当会発足時の運営委員は佐原勉、小若順一、山崎泰暉とする。

2024年2月20日